

## 北里大学科目等履修生規程

平成6年5月20日制定  
平成7年1月20日改正  
平成11年1月29日改正  
平成11年12月16日改正  
平成12年12月15日改正  
平成18年10月1日改正  
平成19年3月16日改正  
平成20年4月1日改正  
平成23年4月1日改正  
平成26年11月21日改正  
平成27年3月6日改正  
平成28年12月2日改正  
2019年7月5日改正  
2020年7月3日改正

### (趣旨)

第1条 この規程は、北里大学学則（以下「学則」という。）第47条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定めるものとする。

### (科目等履修生)

第2条 本大学の学生以外の者が本大学の授業科目の一又は複数の科目の履修を希望するときは、正規の学生の学修に支障のない限り、科目等履修生としてこれを許可することがある。

### (出願資格)

第3条 科目等履修生として出願できる者は、学則第29条第1項に該当し、かつ、履修科目を学修し得る十分な学力があると認められる者とする。

2 大学改革支援・学位授与機構に申請し、学士の学位の取得を目的とする科目等履修生の出願資格は、次の基礎資格を有する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得した者
- (4) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入できるもの  
この資格には、次の両要件を満たす者が該当する。

イ 修業年限が2年以上で、かつ、該当する次の文部科学大臣が定める基準を満たす

課程を修了した者

- ・高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成28年文部科学省告示第63号）
- ・特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成28年文部科学省告示第64号）

ロ 学校教育法第90条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者

(5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定に入学することができるもの

この資格には、次の両要件を満たす者が該当する

イ 修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が1,700単位時間（単位制及び通信制の学科においては、課程修了に必要な総単位数が62単位以上）の課程を修了した者

ロ 学校教育法第90条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者

(6) 旧国立工業教員養成所を卒業した者

(7) 旧国立養護教諭養成所を卒業した者

(8) 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者

3 教育職員免許状の取得を目的とする科目等履修生の出願資格は、次の基礎資格を有する者とする。

(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条に規定する基礎資格を有する者（学士の学位を有する者）。この場合、出身大学の学部又は学科が教職課程の認定を受けていること。

(2) 本大学において前号に準ずると認められた者  
(出願手続)

第4条 科目等履修生として履修を希望する者は、次に掲げる書類に、別表に定める審査料を添えて学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生願書（様式第1号）
- (2) 履歴書（様式第2号）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (4) 最終出身学校の成績証明書
- (5) 健康診断書（様式第4号）
- (6) 身元保証書（外国人のみ。様式第3号）
- (7) その他必要と認められる書類

(出願期間)

第5条 出願期間は、次のとおりとする。

- (1) 前期2月
  - (2) 後期6月
- (選考及び履修の許可)

第6条 志願者の選考は、科目等履修生が履修する授業科目の学部が行い、履修の許可は教授会の議を経て学長が決定する。

(履修許可の時期及び履修期間)

第7条 科目等履修生の履修許可の時期は、4月1日から3月31日までとする。

2 履修期間は、当該年度を超えることはできない。

3 当該年度の前期から引き続き後期を同一学部において履修を希望する者については、第4条に定める所定の書類の一部を省略し、審査料を免除することができる。

(学費)

第8条 科目等履修生として履修を許可された者は、別表に定める登録料及び科目等履修料の前期(通年科目及び前期科目の登録料及び科目等履修料)と後期(後期科目の登録料及び科目等履修料)の学費を、所定の期日までに納入しなければならない。

2 科目等履修生が実験又は実習を伴う授業科目を履修するときは、科目等履修料のほか、必要に応じて実験実習に係る費用の実費を納入しなければならない。

3 いったん納入した学費は、理由のいかんにかかわらず、一切返還しない。

(単位授与)

第9条 科目等履修生が履修した科目の試験を受け、当該試験に合格したとき、又は履修した科目の審査に合格したときは、教授会の議を経て単位を授与する。単位の授与については、学則第20条及び第47条第3項に定めるとおりとする。

2 科目等履修生から願い出があったときは、単位修得証明書(様式第5号)又は履修証明書(様式第6号)を交付する。

(修得単位の取扱い)

第10条 科目等履修生として修得した単位は、本大学の正規の課程に入学したときに、60単位を限度として、当該単位数を入学後に授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業要件単位に加えることができる。

(履修許可の取消し)

第11条 科目等履修生が次の各号の一に該当したときは、履修の許可を取り消す。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 本大学の秩序を乱し、科目等履修生としての本分に著しく反する行為があったとき。

(3) 第8条に定める学費の納入義務を怠ったとき。

(4) その他この規程及び学則に違反したとき。

(規定の準用)

第12条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則の規定を準用する。

(細則)

第13条 この規程の運用に関し必要な事項については、細則を定める。

(事務局)

第14条 この規程に関する事務は、学事企画部が担当する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、北里大学学部長会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年5月20日から施行する。
- 2 この規程の施行日において、現に平成6年度科目等履修生である者については、第4条の所定書類の一部を省略し、第5条は、適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 第4条の審査料及び第8条の学費については、平成7年度科目等履修生から適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (北学総第2019-04126号)

この規程は、2019年8月1日から施行する。

附 則 (北学総第2020-03737号)

(施行期日)

この規程は、2020年7月3日から施行する。

別表(第4条、第8条関係)

科目等履修生の審査料及び学費

項目 \ 学部	薬学部	獣医学部	医学部	海洋生命科学部
審査料	15,000円	15,000円	50,000円	15,000円
登録料	25,000円	25,000円	50,000円	25,000円
科目等履修料	1単位 25,000円	1単位 25,000円	1単位 50,000円	1単位 25,000円

項目 \ 学部	看護学部	理学部	医療衛生学部
審査料	15,000円	15,000円	15,000円
登録料	25,000円	25,000円	25,000円
科目等履修料	1単位 25,000円	1単位 25,000円	1単位 25,000円

- 1 本大学卒業生の科目等履修料は、1単位当たり20,000円とする。ただし、医学部を除く。
- 2 実験又は実習を伴う授業科目を履修するときは、科目等履修料のほか、必要に応じて実験実習に係る費用の実費を徴収する。